

住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査
－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－

結 果 報 告 書

令和 7 年 3 月

総務省行政評価局

前 書 き

低額所得者や高齢者、障害者などの住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）については、国土交通省の調査によると、その入居に関して、一定割合の大家等の賃貸人から拒否感を抱かれているとされており、住宅の確保等に係る支援（以下「居住支援」という。）が必要とされている。

住宅確保要配慮者に対する居住支援に係る施策は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の整備など、住宅の市場環境の整備にとどまらず、安心して生活をするための入居後の生活支援など多岐にわたっており、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）や、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等により、施策が進められてきた。また、住宅確保要配慮者への居住支援については、専ら、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局のほか、住宅確保要配慮者に対する居住支援として住宅情報の提供や相談対応、見守りなどの生活支援等を業務として行う住宅確保要配慮者居住支援法人等により行われている。

そうした中で、近年の単身高齢者世帯の増加等を背景として、居住支援のニーズの高まりが見込まれること等を踏まえ、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向け、入居前の相談対応から入居中や退去時の支援までの切れ目のない支援体制の構築を図ることなどのため、令和6年通常国会において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）及び生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）が成立し、今後、住宅部局と福祉部局の連携が一層求められる状況となっている。

本調査は、上記2本の改正法の全面施行に向け、国土交通省及び厚生労働省が、市区町村の住宅部局と福祉部局の連携に係る内容も含め、市区町村等が行う居住支援の取組を支援するための方策について検討・展開することとしている状況を踏まえ、市区町村等における居住支援の取組の実態等を調査し、国における今後の効果的な施策の立案・実施に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 住宅確保要配慮者への居住支援施策の概要と報告書の構成等	2
(1) 住宅確保要配慮者への居住支援施策の概要	2
(2) 調査の観点及び報告書の構成	3
(3) 調査対象機関の選定、調査手法等	4
2 市区町村における居住支援の取組	6
(1) 住宅部局と福祉部局の各取組における連携	6
(2) 居住支援に当たっての個人情報の取扱い	38
3 市区町村における居住支援法人をいかした取組	43
(1) 都道府県から市区町村への居住支援法人の情報の提供	43
(2) 居住支援法人の円滑な活動	58
4 都道府県による市区町村の取組への支援	66
(1) 都道府県居住支援協議会による支援	66
(2) 居住支援協議会以外の都道府県による支援	70
資料編	73

用語集

本報告書で複数の項目に登場する用語（略称を含む。）は、次のとおりとする。

用語	用語の意味
住宅セーフティネット法	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）
令和 6 年住宅セーフティネット法改正法	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）
改正住宅セーフティネット法	令和 6 年住宅セーフティネット法改正法による改正後の住宅セーフティネット法
令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）
改正生活困窮者自立支援法	令和 6 年生活困窮者自立支援法改正法による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他国土交通省令又は都道府県や市町村が住宅セーフティネット法に基づき定める賃貸住宅供給促進計画により、住宅の確保に特に配慮を要する者として定められる者をいう。
基本方針	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成 29 年国土交通省告示第 965 号）
居住支援 ¹	住宅確保要配慮者に対して行われる、入居先に関する相談への対応などの入居前の支援から、入居中の見守りや退去時の遺留物の撤去までも含めた居住に係る様々な支援をいう。
居住支援法人	住宅セーフティネット法第 40 条に基づき、都道府県知事により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定を受けた法人をいう。
居住支援協議会	住宅セーフティネット法第 51 条に基づき、地方公共団体や居住支援法人、賃貸住宅を管理する不動産事業者などから構成され、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するために設けられた住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。
セーフティネット登録住宅	住宅セーフティネット法第 8 条に基づき、都道府県知事により、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅として登録を受けた住宅をいう。

¹ 法令上、「居住支援」の定義はなく、地方公共団体や居住支援法人等により様々な支援の取組が行われているため、本報告書では、このような包括的な定義とした。

自立相談支援事業	就労及び居住の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業をいう（改正生活困窮者自立支援法第3条第2項第1号）。
県	本調査において調査対象とした都道府県については、「県」と表記する。
市	本調査において調査対象とした市区町村については、「市」と表記する。